平成２４年（フ）第５４０号
神奈川県平塚市四之宮６丁目14番67―202号　グリンピア四之宮
債務者　髙橋　直子（旧姓宇野）
1　決定年月日時　平成24年10月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月13日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第４００号
新潟市中央区女池３丁目14番25号
債務者　峯村　昌志
1　決定年月日時　平成24年10月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月13日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第４０１号
新潟市中央区女池３丁目14番25号
債務者　峯村由紀子
1　決定年月日時　平成24年10月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月13日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第４２７号
新潟市東区藤見町２丁目17番３号　アリス新潟第８―201号
債務者　千葉　慶美
1　決定年月日時　平成24年10月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月13日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第９２号
新潟県北蒲原郡聖籠町大字山倉289番地
債務者　佐藤勇一郎
1　決定年月日時　平成24年10月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月13日まで　新潟地方裁判所新発田支部

平成２４年（フ）第１１７号
新潟県新発田市城北町３丁目３番10号
債務者　西巻　英彦
1　決定年月日時　平成24年10月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月13日まで　新潟地方裁判所新発田支部

平成２４年（フ）第１２６号
新潟県北蒲原郡聖籠町大字二本松1453番地８　フレグランス202
債務者　瀧澤　　工
1　決定年月日時　平成24年10月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月13日まで　新潟地方裁判所新発田支部

平成２４年（フ）第１２９号
新潟県新発田市金谷129番地
債務者　熊倉　勝美
1　決定年月日時　平成24年10月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月13日まで　新潟地方裁判所新発田支部

平成２４年（フ）第７３号
新潟県上越市東城町３丁目５番46号　サンコープ東城101号
債務者　佐野　敏枝
1　決定年月日時　平成24年10月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月13日まで　新潟地方裁判所高田支部

平成２４年（フ）第９２号
新潟県上越市三和区神明町1290番地30　市営三和住宅Ａ棟Ｂ号
債務者　南波　光枝
1　決定年月日時　平成24年10月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月13日まで　新潟地方裁判所高田支部

平成２４年（フ）第１２４号
和歌山県有田郡有田川町大字二川376番地
債務者　久保　和俊
1　決定年月日時　平成24年10月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月13日まで　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第３３６号
和歌山県海南市九品寺274番地
債務者　岡本　憲二
1　決定年月日時　平成24年10月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月13日まで　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第３３７号
和歌山県岩出市今中162番地の９
債務者　中谷美恵子
1　決定年月日時　平成24年10月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月13日まで　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第３４７号
和歌山県岩出市根来1378番地
債務者　岩見　清美
1　決定年月日時　平成24年10月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月13日まで　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第３５３号
和歌山市新在家217番地
債務者　三毛　昭夫
1　決定年月日時　平成24年10月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月13日まで　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第３５６号
和歌山県伊都郡九度山町大字九度山754番地の１
債務者　辻前　雅司
1　決定年月日時　平成24年10月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月13日まで　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第１４１２号
愛知県半田市岩滑高山町２丁目17番地　アルモニー高山104号
債務者　石川　　崇
1　決定年月日時　平成24年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月14日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１８５８号
名古屋市守山区日の後205番地　クレール吉根202号
債務者　橋口　　聡
1　決定年月日時　平成24年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月14日まで　名古屋地方裁判所民事第２部